

業務委託契約書

委託者 を甲、受託者（事務所名称）前原行政書士事務所（氏名）行政書士前原浩を乙とし、甲乙は、業務の委託に関して、次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の成立） 甲は、乙に対し（ ）の手
続の業務について委託し、乙はこれを承諾した。

第2条（業務の内容） 前条の委託業務は、履行に必要な関連業務並びに付随業務を含むものとする。

第3条（契約期間） 業務委託の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの
とする。

第4条（報告義務） 乙は、甲からの請求があった場合には、委託された業務の履行状況について直ちに
報告しなければならない。

第5条（受託者の引渡し義務） 乙が、第1条に依頼された業務を行うにあたり、第三者から受け取った
ものがあるときは、直ちに甲に報告し、甲からの請求がある場合には、これを甲に引き渡さなければな
らない。

第6条（秘密保持） 甲乙は、本契約に基づき知り得た一切の情報を、第三者に開示・漏示してはならな
い。

第7条（善管注意義務） 乙は、善良なる管理者の注意をもって、甲の委託した
（ ）手続業務の遂行にあたる。

第8条（委託料の支払い） 本契約における委託料（ ）は、
総額 円（行政手数料 円及び住民票代など諸経費分は別途）とする。

2 甲は、乙の指定する銀行口座に振込の方法により行うこととし、次に定める各業務請負進行状況にあ
わせた各支払い期限までにそれぞれの委託料を支払うものとする。

業務着手時着手金 金 円

業務遂行直前時 行政手数料分預り金 円

業務遂行後 金 円及び諸経費（各種証明書取得・用紙代等）実費相当

記

乙の指定口座 福岡銀行 本店営業部 普通預金 口座番号 6153477

前原行政書士事務所 前原 浩

第9条（業務協力） 乙は、甲から依頼をうけた業務の遂行に関して他の士業に属する業務などにより当
該業務部分については必要におうじて他の士業との連携するのもとする。

また、同様に他の行政書士の協力が必要とされる業務部分についても同様とする。

第10条（契約解除） 当事者の一方が本契約の条項に違反したときは、他方の当事者は何らの催告もせ
ず、直ちに本契約を解除することができる。

第11条（合意管轄） 本契約より生じる権利義務に関する争いを解決するための第一審管轄裁判所は、
甲の本店所在地を管轄する地方裁判所とする。

第12条（協議） 本契約について定めのない事項については、甲乙の協議するところにより定める。本

契約中の条項の解釈について疑義が生じた場合も同様とする。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲（委託者）

㊞

福岡県福岡市博多区千代四丁目 29-49

グローリー県庁前 502号

乙（受託者） 前原行政書士事務所

行政書士 前原 浩 ㊞